

オンライン請求 オンライン資格確認資格

ハートリード訪問看護ステーション

利用目的

指定訪問看護ステーションにおいて、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得し、当該情報を活用して質の高い医療を提供する。

使用内容

1. オンライン資格確認を実施し、利用者の診療情報を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行う。
2. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行う。
3. オンライン資格確認を行える体制を整備する。
4. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示する。
5. 上記の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載する。

訪問看護医療 DX 情報活用加算の金額 50 円/月 （※月 1 回に限る）

健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合は、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月1回に限り、50円を所定額に加算する。